第 12 講　内閣（行政権）①

１　内閣の地位と行政権→憲法第 65 条，内閣法（1947 年）

大日本帝国憲法〔明治憲法〕には内閣制度の規定はなく，各国務大臣がそれぞれ天皇を輔弼（ほひつ）した。日本国憲法には「**行政権は，内閣に属する**」とあり，行政の最高機関とされる。

※行政とは，法律にもとづき実際に政策を行うこと。

２　内閣の組織と機能

①内閣とは？

首長である**内閣総理大臣〔首相〕**と，他の**国務大臣**により組織される合議体。**首相は国会議員の中から国会の指名で選出，天皇により任命**される。**国務大臣は首相により任命**される。**首相を含む閣僚（かくりょう）はすべて文民である**ことが条件。

※ 1999 年の改正内閣法により，首相の発議権や内閣府の総合調整権などが付与（ふよ）され，内閣の機能が強化された。

②議院内閣制

内閣の存立は国会の信任を条件とする，という制度。通常は，国会（立法府）における多数党が，内閣（行政府）を掌握（しょうあく）する。

※戦前の内閣は議会の信任を必要とせず，時期により超然（ちょうぜん）主義も可能であった。

A　**内閣の国会への連帯責任**（＝責任内閣制）

B　**国会による内閣総理大臣の指名権**

C　**国務大臣の過半数は国会議員でなければならない**

首相を除く国務大臣は 14 人以内。特別に必要がある場合には 17 人（復興庁設置の間は復興大臣含む 18 人）以内。現在は，「東京オリンピック競技大会･パラリンピック競技大会特別措置法」により，五輪担当大臣を増員中。

※国務大臣は衆・参両議院に出席し，議案について発言することができる。

D　**衆議院の内閣不信任決議**権に対する**内閣の衆議院解散**権

③内閣の機能

A　**行政事務とその統括**

行政処分・**行政指導**も行う。

B　**法律の執行**（しっこう）

C　**外交関係の処理**

D　**条約の締結・批准**（ひじゅん）

事前（やむを得ない場合は事後）に，国会の承認を必要とする。最終的には天皇が認証する。

E　官吏（かんり）に対する事務処理

F　**予算作成と国会への提出**

G　法律案・議案の作成と国会への提出

H　**政令**・内閣府令・省令など**命令の制定**

法律の範囲内で制定。ただし，法律の委任がなければ，罰則や規定を設けたり権利を制限したりすることはできない。

※国会・裁判所などと同様にさまざまな規則も制定するが，それも含む。

I　**恩赦（おんしゃ）の決定**

国の祝典に際し刑の効果を減免することを**恩赦**といい，大赦（たいしゃ）・特赦・減刑・刑の執行免除・復権がある。

J　**天皇の国事行為に対する助言と承認**

K　**最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命**

L　臨時国会〔臨時会〕召集の決定

④内閣の総辞職

内閣が総辞職した場合，国会はすべての案件に先立ち，新たに内閣総理大臣〔首相〕の指名を行わなければならない。

※総辞職後の内閣は，新たに内閣総理大臣が指名されるまでは，引き続きその職務を行う。

A　**衆議院で内閣不信任案が可決**（または内閣信任案が否決）**され衆議院が解散されないとき**

B　**解散・総選挙後特別国会〔特別会〕が召集されたとき**

C　**内閣総理大臣が欠けたとき**

D　**内閣みずから総辞職を判断したとき**

⑤内閣による衆議院の解散→解散自体は国事行為として天皇が行う

解散から 40 日以内に総選挙が行われ，総選挙後 30 日以内に特別国会〔特別会〕が召集される。その際，内閣は総辞職し，10 日以内に新たな内閣総理大臣の指名が行われる。

※このように，衆議院が解散されると最大 80 日間国会は閉会され，政治は停滞する。

A　**７条解散**

内閣総理大臣の判断による一般的な解散。

※かつて**苫米地事件**（とまべち）（＝ 1952 年，第三次吉田茂内閣の“抜き打ち解散”に対し，職を失った苫米地義三（ぎぞう）議員が仕掛けた訴訟）で７条解散の合憲性が問われたが，最高裁判所は統治行為論により憲法判断を回避した（1960 年）。

B　69 条解散

衆議院の内閣不信任決議による内閣総辞職の代わりに，10 日以内に衆議院を解散。

※これまでに 1948 年・53 年・80 年・93 年の計４回。

〈***Note***〉

３　内閣総理大臣〔首相〕

①地位

A　大日本帝国憲法〔明治憲法〕における地位

「同輩中の首席」にすぎず，**他の国務大臣と対等の地位**で天皇を輔弼（ほひつ）。各大臣は個別に天皇に対し責任を負う。国務大臣の任免権はないが，慣行として他の大臣を天皇に推薦することはできた。

※閣内の不一致が，しばしば総辞職につながった。

B　日本国憲法における地位

「**内閣の首長**」として，**他の国務大臣より上位の地位**にあり，内閣を統括し代表する。

議院内閣制において，首相は立法府である国会の多数党の党首（＝最大与党の党首）であることが普通で，政党政治の代表者として，行政・立法双方にわたりリーダーシップを発揮すべき地位を与えられている。

※民意に沿い首相を選ぶという**首相公選論**もあるが，実現には憲法改正が必要。また，首相が独裁化する危険性もある。

②権限

A　**閣僚（他の国務大臣）の任命・罷免（ひめん）権**

これにより閣内の一致を保つことができる。また，各国務大臣を補佐する**副大臣・大臣政務官**も，国会議員からそれぞれ１～３名ずつ任命する。

B　**閣議**を主宰する

定例閣議は火曜・金曜の週２回。臨時閣議もある。すべての国務大臣が出席して非公開で行われ，**全会一致を原則とする。**

※閣議を開かず閣僚に閣議書の押印を求める「持ち回り閣議」も，慣例として行われている。

C　内閣を代表する諸権限

衆・参両院への出席と発言，議案（予算案・法律案）の国会への提出，一般国務及び外交関係の国会への報告，行政各部の指揮監督など。

D　法律及び政令に主任の国務大臣とともに連署する

E　国務大臣の訴追（そつい）に対し同意を与える

F　**自衛隊の最高指揮・監督権**

自衛隊の防衛出動及び治安出動の命令は首相が発する。

※国家安全保障会議の議長も首相が務める。

４　行政機関

①中央省庁

2001 年，行政のスリム化と首相へのリーダーシップ強化をはかり，１府 22 省庁から **1 府 12 省庁**体制へ**省庁再編**が行われた。

A　内閣官房（かんぼう）

内閣に置かれ，閣議事項の整理やその他の庶務などを司（つかさど）る。国務大臣の**内閣官房長官**が長として事務を統括，首相の腹心の国会議員が兼職することが普通。

※他に３名の副長官がいる。

B　**内閣府**

他の省庁より一段高い位置から内閣官房を助け，行政活動の調整を行う。内部に「沖縄及び北方対策担当」「金融担当」「消費者及び食品安全担当」などの**特命担当大臣**や,「経済財政諮問会議」「男女共同参画会議」などの会議,内閣人事局を含む。

※**金融庁**・**宮内庁（くないちょう）**・**消費者庁**や**公正取引委員会**・個人情報保護委員会などが外局。

C　**環境省**

原子力規制委員会などが外局。

D　**国土交通省**

海上保安庁・**気象庁**・**観光庁**・運輸安全委員会などが外局。

E　**経済産業省**

中小企業庁・資源エネルギー庁・特許庁などが外局。

F　**農林水産省**

林野庁・水産庁などが外局。

G　**厚生労働省**

中央労働委員会などが外局。

H　**文部科学省**

文化庁・**スポーツ庁**などが外局。

I　**財務省**

国税庁などが外局。

J　**外務省**

K　**法務省**

公安調査庁・公安審査委員会などが外局。

L　**総務省**

消防庁・公害等調整委員会などが外局。

M　**防衛省**

防衛装備庁などが外局。

N　**国家公安委員会**

警察庁などが外局。

O　**復興庁**

2011 年の東日本大震災後，2012 ～ 31 年までの期間限定で設置。

P　その他

内閣法制局・**国家安全保障会議**・**人事院**など。

※国の歳入・歳出の決算を検査する**会計検査院**は，内閣から独立し，３人の検査官による検査官会議と事務総局からなる。

②行政委員会

特定の行政分野について，内閣からある程度独立して準立法的・準司法的機能をもつ合議制機関。

A　**国家公安委員会**

内閣の庁扱い。

B　**人事院**

C　**公正取引委員会**

内閣府の外局。

D　**中央労働委員会**

厚生労働省の外局。

E　その他

公安審査委員会，公害等調査委員会，原子力規制委員会，**中央選挙管理委員会**など。

※地方には**人事委員会**，地方労働委員会，**教育委員会**，**選挙管理委員会**などがある。

〈***Note***〉

第 12 講　政治分野確認テスト

1　日本国憲法において，行政権をもつ機関を選べ。

①天皇　②国会　③内閣　④裁判所

2　内閣総理大臣〔首相〕の条件を選べ。

①衆議院議員　②国会議員
③国会議員で文民　④国会議員以外

3　日本の内閣の説明としてふさわしくないものを選べ。

①内閣の国会への連帯責任
②国会による内閣総理大臣の指名権
③国務大臣の過半数は国会議員でなければならない
④内閣不信任決議に対する衆・参両院の解散権

4　内閣の機能としてふさわしくないものを選べ。

①条約の承認
②法律の範囲内で政令・内閣府令・省令を制定
③天皇の国事行為に対する助言と承認
④最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命

5　内閣総理大臣〔首相〕の権限としてふさわしくないものを選べ。

①他の国務大臣の任免権　②憲法改正の発議権
③閣議を主宰する権　④自衛隊の最高指揮権

6　「７条解散」について，その説明がふさわしいものを一つ選べ。

①内閣総理大臣の判断による一般的な解散。
②衆議院の内閣不信任決議による解散。
③参議院の問責決議による解散。
④これまでに４回のみ例がある。

7　日本国憲法における内閣総理大臣〔首相〕の説明としてふさわしくないものを一つ選べ。

①他の国務大臣と，憲法上は対等の地位である。
②内閣を統括し代表している。
③最大与党の党首が就任することが多い。
④首相公選論もあるが，実施されたことはない。

8　１府 22 省庁から１府 12 省庁体制へ省庁再編が行われた年は？

① 1955 年　② 1973 年　③ 1993 年　④ 2001 年

9　外局として観光庁・海上保安庁・気象庁などをもつ局とは？

①国土交通省　②内閣府　③環境省　④防衛省

10　国ではなく地方に設置されている行政委員会とは？

①国家公安委員会　②人事院　③中央労働委員会　④教育委員会

解答

1	③	2	③	3	④	4	①	5	②
6	①	7	①	8	④	9	①	10	④